

常任委員会の動き

○ 審査概要・活動

総務文教常任委員会

当委員会では、付託を受けた5議案について審査を行い、原案のとおり可決しました。

○行田市税条例等の一部を改正する条例について

問 セルフメディケーション税制に関し、なぜ施行日が平成30年1月1日なのか。

答 平成29年1月からの特定一般用医薬品等の購入から、医療費控除の特例となるものであり、その賦課期日が平成30年1月1日であるため、施行日を平成30年1月1日としたものである。

○平成28年度行田市一般会計補正予算(第3回)について

問 子育て世帯定住促進奨励金に関し、補正予算金額380万円の内訳は。

答 市内事業者施工奨励金及び三世代同居・近居奨励金の不足分として19件、380万円を見込んだものであり、転入者住宅取得奨励金について

は、当初予算の範囲内で支出可能であるため、これについては見込んではいない。

問 幼稚園就園奨励費補助金に関し、第2子は半額、第3子は無料とあるが、第2子、第3子の制度上の範囲は。

答 年収360万円までの世帯について、以前では第1子が小学校1年生から3年生の間であれば幼稚園に通っている子が第2子として補助を受けられ、第1子が小学校4年生以上になると、幼稚園に通っている子が第2子ではなく、制度上第1子扱いとなり、保育料の負担軽減が限定されていた。しかし、今回小学校1



年生から3年生までの間が第1子という条件がなくなったため、第1子がどのような学年等であっても幼稚園に通っている子が第2子であれば、全て補助を受けられることとなった。しかし、所得が高い世帯については、従前の制度が適用となる。

問 学用品費等補助金に関し、就学援助費の受給者が相当数増えてきていると思うが、これだけ就学援助を受ける子どもたちが増えてきているという点に対し、教育委員会としてどのような見解を持っているのか。

答 就学援助者の増については、社会情勢により家庭の収入が減っているのではないかと認識している。

建設環境常任委員会

当委員会では、付託を受けた4議案及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けた1議案について審査を行い、い

ずれも原案のとおり可決しました。

また、請願1件については、不採択としました。

○行田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について

問 新設の農地利用最適化推進委員の業務内容について。

答 農地利用最適化推進委員は担当地域において現場活動を行うことが主体業務と位置づけられている。

問 これまでの公選制が廃止され、公募・推薦によるとの説明があつたが、推薦母体はどういったものになるのか。

答 推薦できる団体の法律上の定めはなく、法人や任意の団体であっても推薦することは可能であるが、農家組合や自治会など地域団体からの推薦を想定している。

問 応募者が定数と同数であった場合は選考もなく、全員が農業委員になることができるのか。

答 応募者の識見の判断など、必要に応じて選考委員会を設け、意見を聞くことになる。

問 市議会議員も農業委員の公募に応募することは可能か。

答 議会推薦の制度はなくなったが、議員が推薦されることや、自ら応募することは可能である。

○行田市南河原地区簡易水道事業を行田市水道事業に統合することに伴う関係条例の整理に関する条例について

問 国は簡易水道事業を他の水道事業と統合することを推進しているが、南河原地区簡易水道事業を統合しなかった場合のペナルティ等はあるのか。

答 現在、国からペナルティ等は示されていないが、一般会計から簡易水道事業への繰出基準は年々厳しくなっており、今後さらに厳しくなることが予想される。

○平成28年度行田市一般会計補正予算(第3回)について

問 農業法人雇用促進体制整備事業費補助金の対象となる施設設備の範囲について

答 農作業の環境改善に資するもので、例えば、高齢者や女性、障害者が農作業を行う上で作業しやすくなる機械設備と定められている。

